

著作権と似ているけど違う権利 知的財産権

【物語編】

それぞれの部屋で、香澄、葵、直哉が授業リモート会議中。

直哉「さて、と。明日の著作権についてのプレゼン内容は、こんな感じでいいかな？」

葵「著作権ってひとことで言っても、中身はたくさんあるからごちゃごちゃしちゃうね〜。」

香澄「そうね、ちゃんと理解しておかないと間違えそうね。」

直哉「そうそう。それで思い出したんだけど、車のデザインって著作権に含まれるのかな？」

葵「車のデザイン？　なんで突然??」

直哉「いやー、実は俺、車好きでさ、いつか買ってやる！と思って目標にしてる車があるんだけど・・・あ、これこれ。」

車のイメージを画面共有。

直哉「これが発表された時、なんかデザインに問題があったらしくて、発売まで時間がかかったみたいなんだ。」

香澄「デザインの問題??」

直哉「うん、海外の車と似てたとかなんとなく。今、大学で著作権とか勉強してるから、それで思い出したんだよね。」

葵「へー、直哉が車好きなんて意外〜。」

直哉「まあ、ね。車体の形だとか、正面から見た感じとかそっくりで、訴訟が起こったみたい。」

葵「車のデザインって、おおもとはやっぱり人が描くんだよね？　とすると、それが似てるっていうのは著作権の問題？」

直哉「そうかな？　思ったんだよね。」

香澄「うーん、どうだろう、著作権の対象になるのは・・・」

思い出そうとする

香澄「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの、だったわよね？」

葵「すごいー！　法律の条文をちゃんと覚えてるんだー。」

香澄「だとすると、車のデザインはちょっと違うんじゃない？　思想や感情を表現したものとも違うでしょ。実用品のデザインだし、美術の範囲から外れそうよね。」

直哉「そうかー。じゃあ、なんだろう？　気になるなー。」

香澄「訴訟になったってことは、何かに引っかかっているんだろうけど・・・別の知的財産権の対象なんじゃない？」

直哉「別の知的財産権？ それって、どういうもの??」

【解説編】

それぞれの部屋でリモート会議中。

天の声・女性「みなさん、知的財産権って範囲の定義が難しいですよね。今回は車のデザインということですね。なかなか良い題材です。」

直哉、得意げに。

直哉「はい、勉強していく中でいろいろと気づくことが出てきました。少しは勉強が身につけてきたってことですかね。」

天の声・女性「そうですね。では、解説しましょう。人が創造的活動によって生み出した財産的情報などについて、不当な模倣から保護するために権利を与える、これが知的財産権の考え方です。」

香澄「作り出したものは、作り出した人の利益が守られるということですね。」

直哉「でも、著作権についても、同じような説明を聞いたことがある気がします。」

葵「これって、著作権とは違うんですか？」

天の声・女性「著作権は、そのような考えのもとに与えられる知的財産権のうちの一部ということになります。知的財産権は、著作権のほかにも、さまざまなものがあります。」

葵「こんなにあるんだっ！？覚えられるかな・・・あ、でも、聞いたことがある言葉もありますね。特許とか、商標とか。」

天の声・女性「そうですね。知的財産権は人間の知的活動などから生まれた情報に関する権利ですから、社会の様々なところに関わってきますし、皆さんが聞いたことがあるものも多いと思います。

例えば特許権は、発明に関するものです。何かを実現する技術的なアイデアを思いついた人は、発明者と呼ばれますよね。

その人の考え付いたアイデアを出願することによって、特許、つまりその発明から得られる利益を独占的に得ることができるようになります。著作権とは似ているところもありますが、対象や、手続きが違います。」

香澄、思索しながら。

香澄「著作権は、表現されたものが対象でしたよね。アイデアは対象にならなかったし、出願手続きもいらなかった。うん、なるほど、違いますね。」

天の声・女性「そうです。著作権は著作物が創作された瞬間に何も手続きをしなくても発生するようになっています。これを無方式主義といいます。

登録や審査などを行わないので、偶然に他の人の著作物と似たものが出来てしまうことがあります。このような場合には、著作権の侵害とはならず、両者ともに著作権が与えられることとなります。

一方で、産業財産権である特許権や意匠権、商標権などは、著作権と違って特許庁に登録をすることによって権利が発生するようになっています。

商標権は、会社などの事業者が自分たちの商品やサービスを、他の事業者の提供するものと区別するために使う名前や図形、記号などを対象とします。企業名や商品名、ロゴなどが対象です。」

葵「なるほど～。確かに企業のロゴとかは真似されたら困りますもんね。」

直哉「では、車のデザインはどれになるのですか？」

天の声・女性「車のデザインは、意匠権に含まれます。意匠権は大量生産される物品を対象として、登録を行うことで、新しいデザインを独占的に使用できるという権利です。これによって、優れたデザインという製品の利点を守り、他社がデザインを模倣した製品を作ることによって利益が失われることを防ぎます。」

直哉「車のデザインってその車の魅力としてすごく重要ですね。僕もデザインが気に入って欲しくなりましたから。よく、わかります。」

天の声・女性「そうですね。車以外だと、服のデザインもそのような意匠権の対象になります。」

葵、ワクワクして。

葵「ファッションはデザイン重視の最たるものですよ～。選ぶの楽しい～♪」

天の声・女性「すこし変わったところでは、農業の分野でも知的財産権があるんです。」

香澄、興味津々で。

香澄「農業ですか？たとえば野菜とか果物とかの、農作物のことですよ？そういうのは自然に生まれるもので、知的財産権とは関係ないと思っていました。」

天の声・女性「意外でしょ？でも、そういう農産物には、さまざまな種類、品種というものがありますよね。おいしいとか、たくさん収穫が得られるとか、綺麗な花ができるとか、そういう、人々にとって役に立つ特徴を持つものをかけあわせて新しい品種は作り出されます。」

香澄「あ、品種改良のことですね。」

天の声・女性「そうです。そして、育成者権という権利は、そのようにして植物の新しい品種を作り出した人に、その品種をその人に帰属する知的財産として認めるものです。新しい花や果物は、それを作り出し登録した人の知的財産として扱われるのです。」

直哉「そういえば、人気のある高級なブドウやサクランボとかが無断で海外で栽培されて、しかもそれが輸入されて困っているの、ブランドを守るのにその法律が役に立ってるっていうニュースを聞いたことがあります。」

葵「考えてみたら、野菜とか果物の新しい品種って、農作物を作る人だけじゃなくて、農業という産業や、社会全体の財産な気がします。それらをしっかりと法律で守る必要があるってことなんですね。」

天の声・女性「このほか、会社などの事業者間の公正な競争を確保することを目的とした不正競争防止法が存在し、業務上のノウハウや顧客リストなど、営業上の秘密を保護したり、他の事業者と似た名前やデザインの使用を規制したりしています。」

香澄「なるほど。誰かが作ったものや、事業活動で用いられている標識などの情報を、財産として守るという考え方は、著作権だけではなく、他の知的財産権にも共通する考え方なんです。」

ね。」

天の声・女性「ところで直哉くん、車を買うためにがんばっているようですが、買えそうですか？」

直哉「あ、えっと、高い車なんで、いつになることやら・・・稼がなきゃ。」

葵「どうやって稼ぐの？ 発明で特許を取るとか？」

香澄「ベストセラーの本を書いて儲けるとか？」

直哉「はぁ・・・宝くじでも買うか・・・」

直哉、苦笑。

香澄、葵、笑顔。